

参考

○ 精神科医療における保護者(主に家族等)の位置付けについて

○ 入院時の強制医療介入の在り方について

「保護者」の規定を含む法律①

- ・ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）
- ・ PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成22年法律第79号）
- ・ 更生保護法（平成19年法律第88号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・ 教育基本法（平成18年法律第120号）
- ・ 食育基本法（平成17年法律第63号）
- ・ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
- ・ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成16年法律第115号）
- ・ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
- ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
- ・ 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- ・ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）

「保護者」の規定を含む法律②

- ・ 行政手続法（平成5年法律第88号）
- ・ 少年の保護事件に係る補償に関する法律（平成4年法律第84号）
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・ 沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）
- ・ 母子保健法（昭和40年法律第141号）
- ・ 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
- ・ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- ・ 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）
- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）
- ・ 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）
- ・ 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
- ・ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
- ・ 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- ・ 検疫法（昭和26年法律第201号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・ 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- ・ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ・ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- ・ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）
- ・ 少年法（昭和23年法律第168号）
- ・ 少年院法（昭和23年法律第169号）
- ・ 医師法（昭和23年法律第201号）
- ・ 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「家族」の規定を含む法律①

- ・ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）
- ・ 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）
- ・ 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）
- ・ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）
- ・ 更生保護法（平成19年法律第88号）
- ・ がん対策基本法（平成18年法律第98号）
- ・ ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平成18年法律第103号）
- ・ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄（平成17年法律第102号）
- ・ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
- ・ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）
- ・ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）
- ・ 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- ・ 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）
- ・ 国土交通省設置法（平成11年法律第100号）
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
- ・ 食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）
- ・ 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）
- ・ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・ 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）
- ・ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）
- ・ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）

「家族」の規定を含む法律②

- ・ 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和63年法律第90号）
- ・ 消費税法（昭和63年法律第108号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ・ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）
- ・ 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ・ 運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- ・ 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- ・ 農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）
- ・ 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）
- ・ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）
- ・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）
- ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）
- ・ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）
- ・ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）
- ・ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- ・ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）
- ・ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）
- ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）
- ・ 未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）
- ・ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- ・ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）
- ・ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- ・ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- ・ 売春防止法（昭和31年法律第118号）
- ・ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和31年法律第177号）
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- ・ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）

「家族」の規定を含む法律③

- ・ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号）
- ・ 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭和29年法律第150号）
- ・ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和39年法律第151号）
- ・ 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第188号）
- ・ 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）
- ・ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- ・ 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和28年法律第265号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第111号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第113号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第114号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法（昭和27年法律第121号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律（昭和27年法律第122号）
- ・ 外国人登録法（昭和27年法律第125号）

「家族」の規定を含む法律④

- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）
- ・ 農地法（昭和27年法律第229号）
- ・ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
- ・ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）
- ・ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）
- ・ 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- ・ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）
- ・ 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 船員法（昭和22年法律第100号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 日本国憲法（昭和21年憲法）
- ・ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ・ 恩給法（大正12年法律第48号）
- ・ 陪審法（大正12年法律第50号）
- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・ 関税定率法（明治43年法律第54号）
- ・ 商法（明治32年法律第48号）
- ・ 民法施行法（明治31年法律第11号）

精神保健福祉法第47条(相談指導)の規定について

平成5年改正前	平成5年改正	平成7年改正
第43条(訪問指導) 保健所長は、第27条又は第29条の2第1項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院をさせられなかつたもの、第29条の3又は第29条の4第1項の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認めるものについては、必要に応じ、前条第1項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師をして、精神保健に関する適当な指導をさせなければならない。	第43条(訪問指導) 保健所長は、第27条若しくは第29条の2第1項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院をさせられなかつたもの、第29条の3若しくは第29条の4第1項の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものその他精神障害者であつて必要があると認めるもの又は当該精神障害者と同居する保護者等については、必要に応じ、前条第1項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医師をして、精神保健に関する相談に応じさせ、及びこれらの者を訪問し精神保健に関する適当な指導をさせなければならない。	第47条(相談指導) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第1項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

精神保健福祉法第48条(精神保健福祉相談員)の規定について

平成5年改正前	平成5年改正	平成7年改正
第42条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神保健に関する相談に応じ、及び精神障害者を訪問して必要な指導を行うための職員を置くことができる。	第42条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所に、精神保健に関する相談に応じ、及び精神障害者又は当該精神障害者と同居する保護者等を訪問して必要な指導を行うための職員を置くことができる。	第48条 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

医療観察法の仕組み

(制度は、法務省・厚生労働省共管)

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

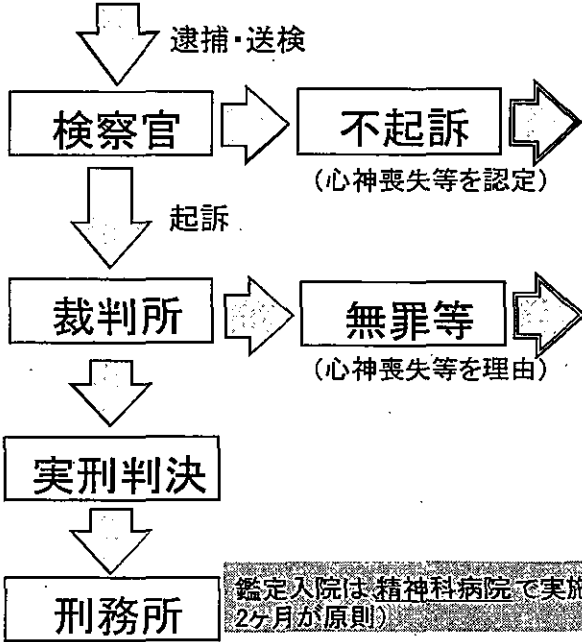
心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。

重大な他害行為

- ①殺人 ②放火 ③強盗 ④強姦
⑤強制わいせつ ⑥傷害
※①～⑤は未遂を含む

医療観察法における入院医療及び通院医療は厚生労働大臣が行う

裁判官と精神保健審判員の合議制



検察官による申し立て

鑑定入院

地方裁判所における審判

不処遇

入院医療の提供

- ・入院医療(指定入院医療機関)
- ・設置主体は、国、都道府県、特定独立行政法人(公務員型)に限定。
- ・入院期間の上限は定められていないが、ガイドラインで18ヶ月程度を標準としている。

退院決定 入院・再入院決定

地域での支援

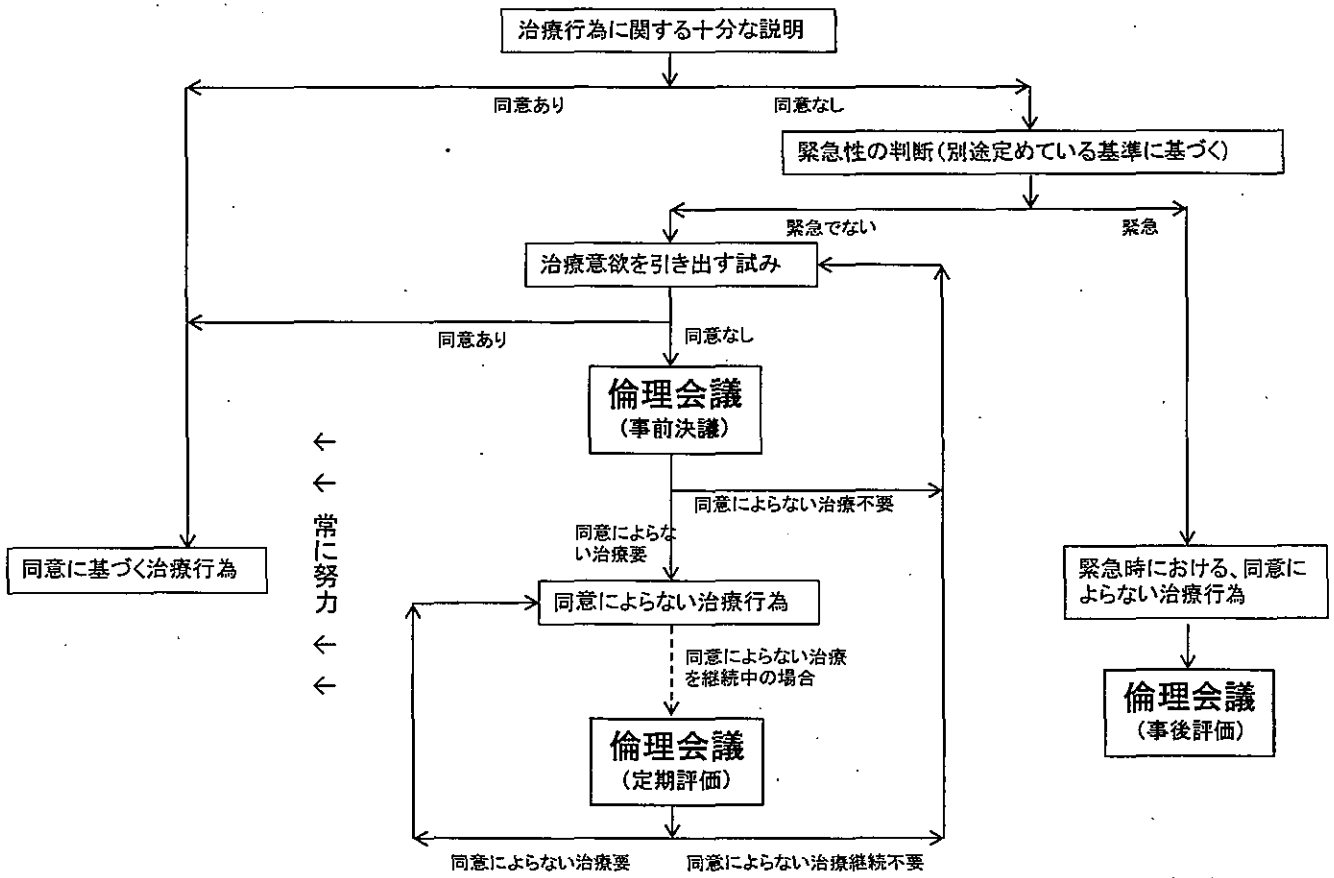
- ・精神保健観察(保護観察所)
- ・入院によらない医療(通院医療)
- ・指定通院医療機関については設置主体制限はなし(通院は、原則3年。必要があれば2年を超えない範囲で延長可)
- ・精神保健福祉法等に基づく援助(都道府県・市町村等)

処遇終了

一般の精神保健福祉

鑑定入院は精神科病院で実施(期間は2ヶ月が原則)

治療行為に係る説明と同意に関するフローチャート



(入院処遇ガイドラインより)

治療意欲を引き出す取組(例)

- ・ 言語による試みだけではなく、身体ケア、病棟内活動(スポーツ等)、その他病棟内生活を通し、患者との信頼関係を構築する
- ・ 治療を受ける場合と受けない場合に分けて、それぞれのメリットとデメリットを患者とともに比較する
- ・ 自らのためだけではなく、被害者のためにも、治療を受けることで病状を改善させ、同様の行為の再発の防止をはかる必要や責任がある事を対象者と共に考える
- ・ 代替となる治療行為の可能性を検討し、その内容では必ずしも病状の改善を図ることが困難であることを伝え理解を促す
- ・ 退院許可や処遇終了の可否についての決定は裁判所であることを伝え、その決定のためには治療を受ける必要があり、すみやかに退院許可や処遇終了の決定となるよう、協力することを伝える
- ・ (多職種チームは)対象行為以降、患者が失っていた健康な生活体験や現実生活に着目し、活動を通して、回復イメージを引き出し、その実現の一つの手段として治療を説明する
- ・ 疾病や治療に対する知識が不足した患者や障害を受け入れられない患者に対し、疾病教育や服薬心理教育を行い、疾患セルフマネジメント能力を高め、自己効力感を改善し、障害受容を促進する

倫理会議の決議・評価実績

調査年度	調査期間(月)	開催実績	事前評価									事後評価									
			ECT		デボ剤の使用*			非経口投与			ECT	麻酔薬	強制投薬 (注射による)			非同意経口投与			強制栄養		
			審議回数	対象者数	審議回数	対象者数	承認	審議回数	対象者数	承認	審議回数	審議回数	審議回数	対象者数	承認	審議回数	対象者数	承認	審議回数	対象者数	承認
2006	17.5	159	0	0	4	5	—	2	2	—	0	0	7	6	—	2	2	—	0	0	—
2007	9	128	1	1	3	3	—	2	2	—	0	0	9	7	—	2	2	—	1	1	—
2008	12	194	3	3	15	14	14	5	5	5	3	0	13	13	13	13	4	13	5	5	5
2009	9.5	159	—	—	13	9	13	6	5	6	—	0	36	12	37	6	5	6	0	0	0
2010	12	249	11	5	21	19	21	9	4	4	—	1	55	14	55	1	1	—	1	1	1

ECT:電気けいれん療法、—:データなし、*本人の同意のある事例も含む

2006年度～2008年度は回収率100%、2009年度は回収率88.2%、2010年度は回収率96%

「平成18年度～20年度厚生労働科学研究「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」主任研究者 中島豊爾 分担研究者 五十嵐禎人
「平成21年度～22年度厚生労働科学研究「医療観察法における医療の質の向上に関する研究」主任研究者 中島豊爾 分担研究者 五十嵐禎人

倫理会議の構成

- 平成20年9月末日現在開棟している全16病院の医療観察法担当医師を対象としたアンケート結果
 - － 外部委員として委嘱している者はほとんどが精神科医であり、その所属機関は大学、精神保健福祉センター、公的病院、民間病院、診療所と様々
 - － 会議開催にあたって出席を依頼する精神科医はほとんどの病院で1名であり、大部分の病院では輪番制を採用
 - － 精神科医以外の外部委員を委嘱している病院が4病院あり、3病院は精神保健福祉士、1病院は精神保健福祉士、看護師、法律家、行政職員など

「平成20年度厚生労働科学研究「医療観察法による医療提供のあり方に関する研究」主任研究者 中島豊爾 分担研究者 五十嵐禎人